

フリーランス法施行に伴う契約関係の見直しについて

令和7年4月から順次、新しい契約方法に移行いたします。

1 概要

特定受託事業者に係る取引の適性化に関する法律（いわゆる「フリーランス新法」といいます。）が令和6年11月1日に施行されます。

シルバー人材センターの会員は、このフリーランスに該当しますので、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省からシルバー人材センターの契約方法を見直すよう方針が示されています。このため、令和7年4月から順次、新しい契約方法への移行を進めますので、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これまでどおりセンターが業務をお受けし、会員がその業務を行う手続きに変更はありませんのでご安心ください。

2 フリーランス新法

(1) 背景と目的

フリーランス新法は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

(2) 適用対象

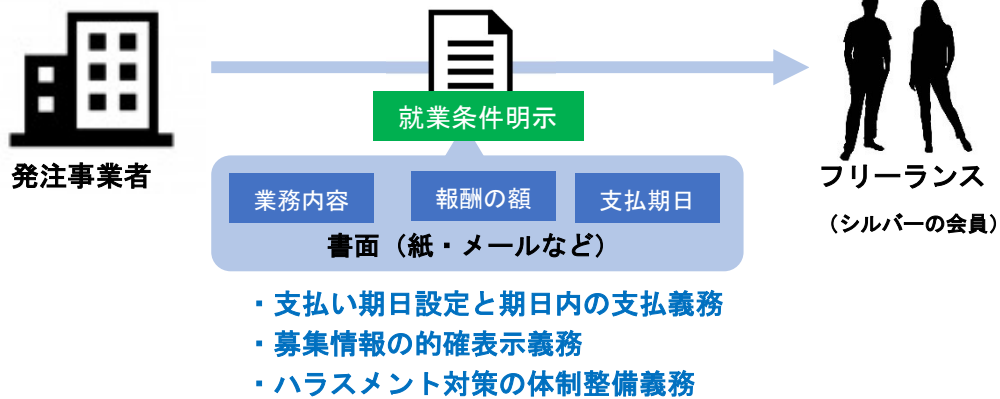
この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの業務委託です。フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人を指します。請負・委任でお仕事している会員さんもフリーランスとなります。なお、派遣でお仕事をしている会員の皆さんは、フリーランスではありません。

(3) 発注事業者の義務

発注事業者はフリーランス（シルバー人材センターの会員）に対して、契約条件を明示する義務が生じます。明示するものは、業務の内容、報酬の額、支払期日などを、書面または電磁的方法で通知する必要があります。その他にも、「支払期日設定と期日内の支払い」「募集情報の的確表示」「ハラスメント対策の体制整備」などの義務があります。

フリーランス新法の内容

書面による就業条件明示義務



3 新しい契約方式への移行の準備を進めています。

(1) 契約方式の変化

現在、シルバー人材センターは、発注者から仕事の依頼を受け会員に再依頼する形を取っています。新しい契約方式では、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようになります。センターは発注者と会員の間に入り、様々な調整を行います。

(2) 新しい契約関係（三者間の包括契約）

発注者は、①センター利用規約と②会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。 → **ホームページにひな形を掲載します**

①利用規約…発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際のルール

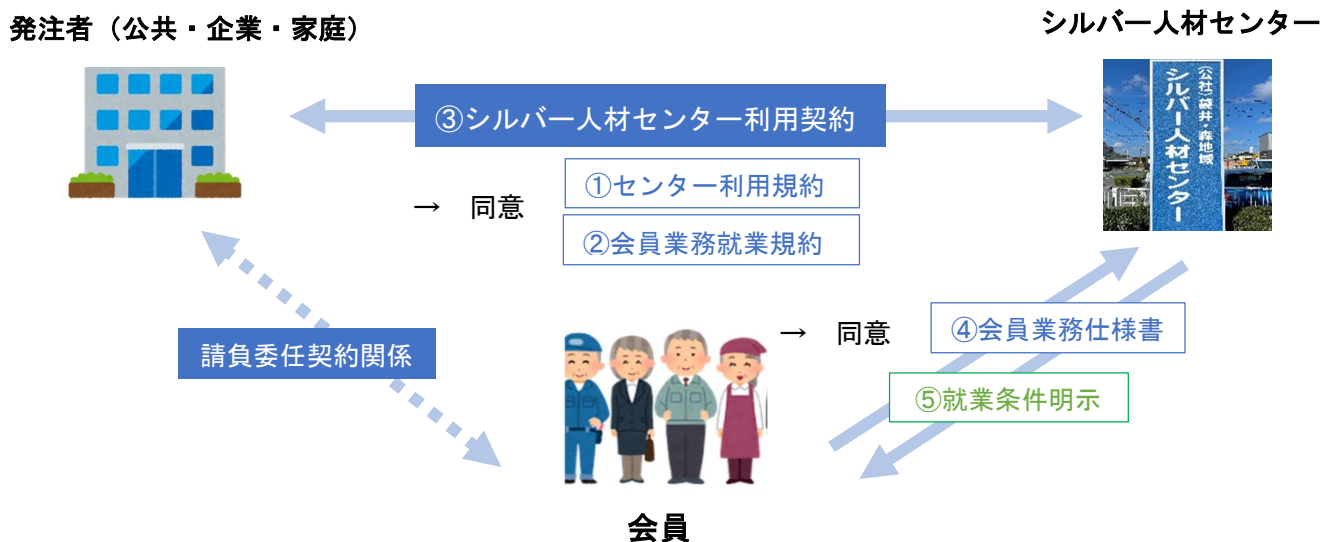
②就業規約…会員がセンターを通じて就業する際のルール

③利用契約…発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センターの利用料や業務内容、会員の報酬などを定めた契約です。

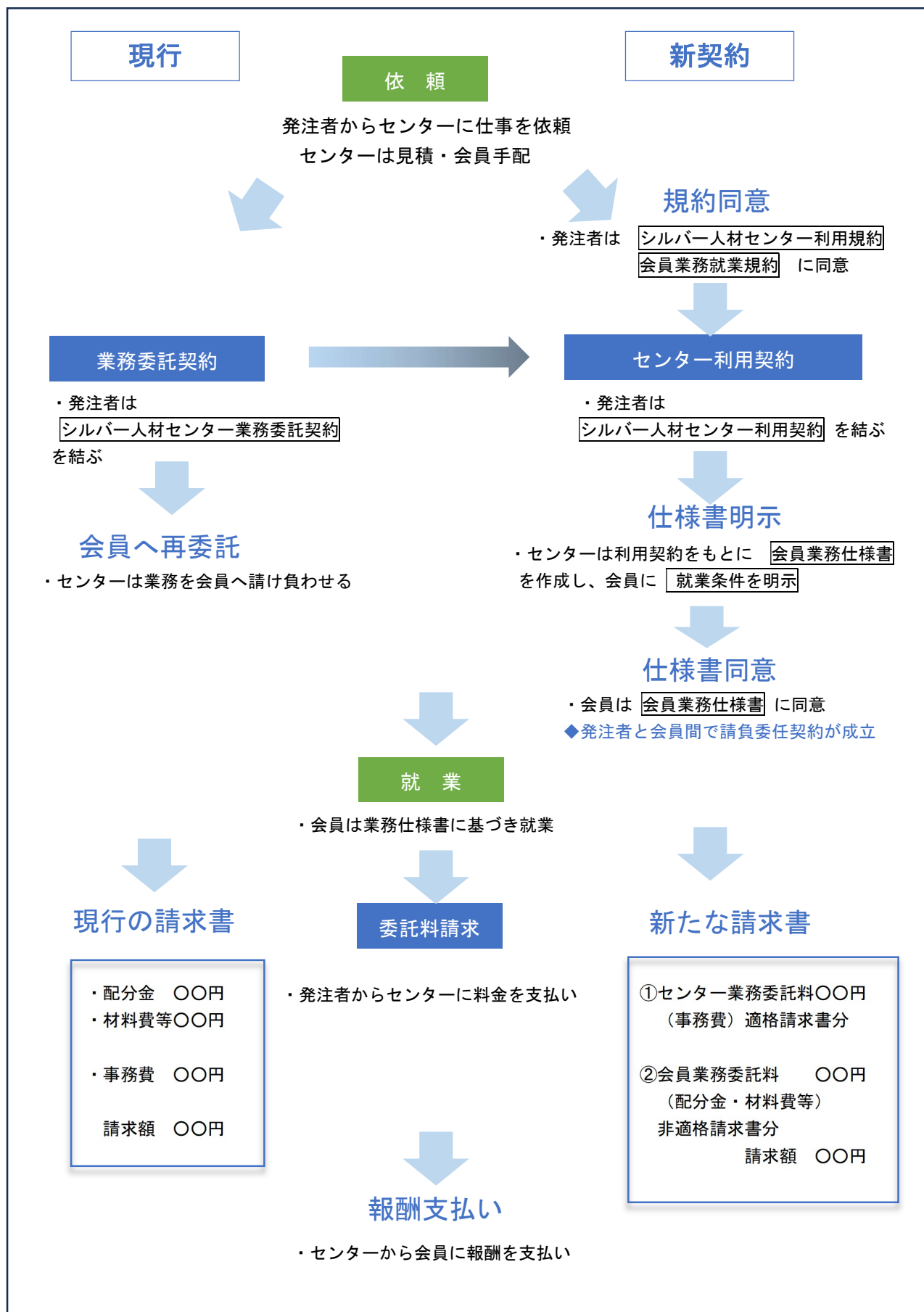
・センターは利用契約をもとに④業務仕様書を作成→会員に⑤就業条件明示

・会員が業務仕様書に同意→発注者と会員の間に請負委任契約が生じます。

これにより、発注者、センター、会員間の包括契約関係が成立します。



◇新たな包括契約の流れイメージ図



(3) 料金の一部に係る消費税の課税関係

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、①センター業務委託料（事務費）と、②会員業務委託料（配分金・材料費等）の2つで構成されています。このうち②会員業務委託料については、新たな契約方式では、センターを経由しますが、発注者が会員に対して支払う形となります。

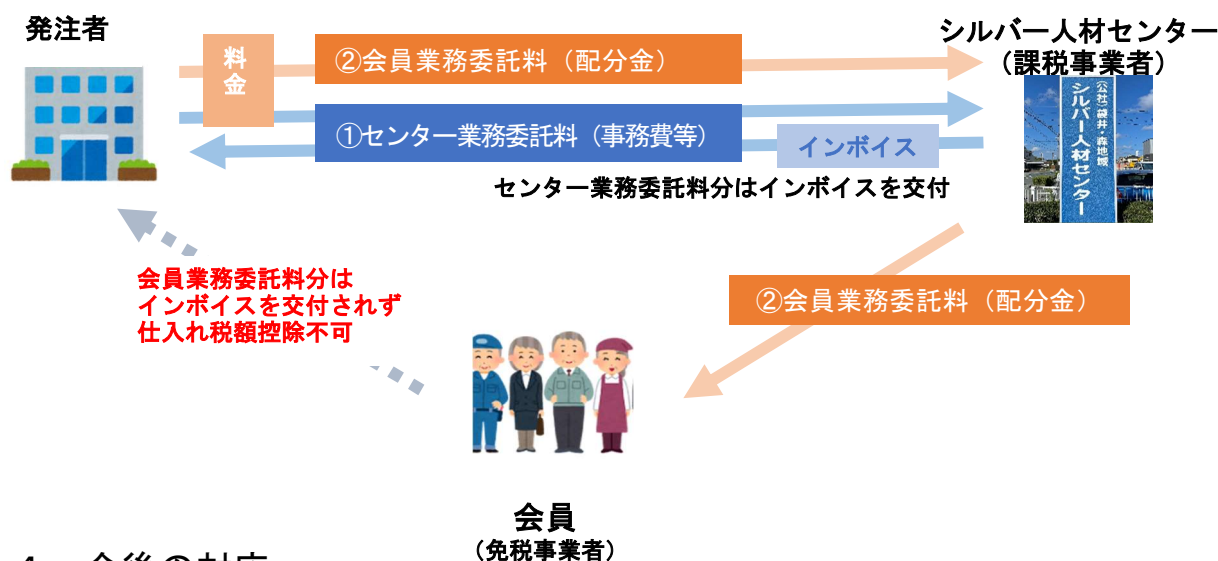
そのため、センターは①センター業務委託料の分については、消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、②会員業務委託料の分については、交付することができません。この場合、本来であれば会員が②会員業務委託料に係る適格請求書（インボイス）を交付する立場となりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

・新しい契約方式では、消費税負担が発注者に移りますのでご注意ください。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載します。

①センター業務委託料（事務費）…適格請求書分

②会員業務委託料（会員が受取る報酬・配分金）…非適格請求書分



4 今後の対応

- ・新しい契約方式への移行時期…令和7年4月1日から
- ・契約方式の見直しについて、書式・詳細等準備でき次第、当センターWEBサイトなどでお知らせいたします。
- ・契約方式の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまで以上のサービスを提供できるよう努めてまいります。発注者の皆様にはこれまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

公益社団法人 **袋井・森地域シルバー人材センター**

〒437-0061 袋井市久能1287-1（袋井市シルバーワークプラザ）

TEL (0538) 43-1314 FAX43-7133 E-mail:fukuroi.mori@sjc.ne.jp 担当:羽納(はぶと)